

申請した日付を記入してください。

様式1-1 (第4の関係)

令和5年〇〇月〇〇日

提出時の知事名を記入してください。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者(本社、事業所)の住所が千葉県以外の場合、千葉県内の営業所や事務所等の住所を記載してください。

住所：東京都〇〇市〇〇1-1-1
(営業所：千葉県〇〇〇〇市〇〇区〇-〇-〇)
商号又は名称：〇〇株式会社
代表者氏名：代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
(認定林業事業主 該当・ 非該当)

登録の場合：(更新)の文言を削除。
更新の場合：登録と()の文言を削除。

千葉県意欲と能力のある林業経営者等への登録(更新)に係る申請書

千葉県意欲と能力のある林業経営者等(意欲と能力のある林業経営者、育成経営体)への登録(更新)について申請します。
また、添付する関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

「意欲と能力のある経営者」の場合：(「育成経営体」)の文言を削除。
「育成経営体」の場合：「意欲と能力のある林業経営者」の文言を削除。

(添付資料)

- ・ 経営管理に関する情報(様式1-2)
- ・ 誓約書(様式2)
- ・ 効率的かつ安定的な経営管理に関する添付書類
(関係書類を添付すること)
- ・ 経理的な基礎に係る添付書類
(関係書類を添付すること)

担当者名と連絡先を記入してください。

担当者名
TEL/FAX
E-mail

様式 1 - 2 (第 4 の関係)

1. 経営管理に関する情報

(1) 基本情報 (商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等)

商号又は名称	東京都〇〇市〇〇 1 - 1 - 1	
代表者名	職名	代表取締役
	氏名	〇〇 〇〇
主たる事務所の所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇
	住所	東京都〇〇市〇〇 1 - 1 - 1
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	FAX 番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

(2) 事業区域に関する情報 ((10) 主伐後の再生林の確保に関する情報)

事業区域 (市町村名)※1	応募申請者が実施			連携する他の事業者が実施		
	対象作業種			対象作業種		
	素材生産	造林保育	両方	素材生産	造林保育	連携事業者名※2
(例 1) 〇〇市・ 〇〇市			○	○	○	該当する場合は、必ず記入。
(例 2) 〇〇市・ 〇〇市	○				○	該当する場合は、必ず記入。
(例 3) 千葉県全域			○	○	○	該当する場合は、必ず記入。

※1 市町村ごとに名を記入すること (複数市町村記入可、対象作業種の欄は該当部分に○印)

※2 主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営者との協定等の写しを添付

(3) 組織に関する情報 (役員数、職員数等)

① 役員数 (常勤) 2 名 (非常勤) 3 名

※ 「常勤」: 出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者 (「非常勤」: それ以外の者)

② 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇 用 実 績※1		
	林業作業職員※2	事務系等職員※3	計
常用※4 (うち通年)	20人 (15人)	10人 (5人)	30人 (20人)
臨時・季節※5	3人	0人	3人
その他※6	0人	0人	0人
合計	23人	10人	33人

※1 雇用実績には、登録を受けようとする年の前年の雇用実績を記載

※2 林業作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者 (林業労働力の確保の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する林業労働者をいう。) の数を記載

※3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※4 常用: 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの (季節労働を除く)

うち通年: 雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載

- ※5 臨時：雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事
 季節：季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するもの
- ※6 その他：常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するもの

(4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）

① 雇用管理者の選任（認定林業事業主として申請の場合は記載不要）

事業所名※	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名
〇〇株式会社	有	〇〇部長 〇〇 〇〇

※1 事業所：それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

※2 事業主自ら又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者は、記載不要。

② 雇用に関する文書の交付（認定林業事業主として申請の場合は記載不要）

事業所名※1	交付の有無	文書の内容
〇〇株式会社	有	(別 添) ※2

※1 事業所：それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

※2 交付している文書の様式を添付すること。

※3 事業主自ら又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者は、記載不要。

③ 社会・労働保険等への加入状況（認定林業事業主として申請の場合は記載不要）

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考※4
労 災 保 険	3 3 人※1	1,000 分の 60 (一部メリット制度適用)
雇 用 保 険	3 3 人※2	1.65%
健 康 保 険	3 3 人	9.81%
厚生年金保険	3 3 人	17.828%
林業退職金共済等※3	3 3 人	(内、林業退職金共済 2 人)

※1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。

※2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。

※3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。

※4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。

※5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

※6 千葉県内で従事（常駐または作業）している人数を記載すること。

※7 事業主自ら又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者は、記載不要。

(5) 技術者・技能者に関する情報

林業作業士※1	現場管理責任者※1	統括現場管理責任者※1	森林施業プランナー※2	林業架線作業主任者※3
2 人	2 人	0 人	5 人	2 人
技術士※4	技能士※5	林業技士※6	森林総合監理士※7	森林作業道作設オペレーター※8
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※1 林業作業士、現場管理責任者、統括現場管理責任者：国の「緑の雇用事業」による研修を終了し、名簿に登録された者

※2 森林施業プランナー：森林施業プランナー協会による認定資格を取得した者

※3 林業架線作業主任者：労働安全衛生法に定められた林業架線作業をする場合に選任が必要な作業主任者

※4 技術士：技術士法に基づく技術士（技術士補を含む）

- ※5 技能士：職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む）
- ※6 林業技士：（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士
- ※7 森林総合監理士：森林法に基づく林業普及指導印資格試験の地域森林総合監理の区分合格者
- ※8 森林作業道作設オペレーター：森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者

(6) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数等）

機種	台数	機種	台数	機種	台数
グラップル	3台	プロセッサ	1台	ハーベスタ	0台
フォワーダ	0台	スイングヤーダ	0台	タワーヤーダ	0台
フェラーバンチャ	0台	スキッダ	0台		台
	台		台		台
	台		台		台

※ 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械は含まないこと。

(7) 地域への貢献※1、表彰実績※2、経営の健全性※3、指名停止処分等※4に関する情報

該当する場合は、必ず記入してください。

以下の状況について記載する（※1～3については、林業経営者名簿において公表したいことがあれば記入）

- ※1 地域への貢献：国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等
- ※2 表彰実績：過去10年間
- ※3 経営の健全性：FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況
- ※4 指名停止処分等の状況等について

以下の数値は、千葉県内の実績と目標を記入してください。

- ・小数点第2位四捨五入1位止。
- ・0の場合は0と記入する。

現状：申請年度の前年度を記入。

(例)

申請年度：令和5年度

予定登録期間：令和5年10月1日～
令和10年9月30日

2. 登録基準の評価項目

(以下の各項目の該当箇所に必要事項を記入すること。)

1-(1) 生産量の増加又は生産性の向上

作業種	現状 (R4年度)	3年次 (R7年度)	5年次 (R9年度)	増加率 (%)	
				3年次 (R7年度)	5年次 (R9年度)
主伐・生産間伐面積(ha)	75.0	80.0	85.0	6.7	13.3
素材生産量(m ³)	3,000	3,200	3,500	6.7	16.7
素材生産性(m ³ /人・日)	2.5	2.8	3.0	12.0	20.0
造林・保育(植付)(ha)	30.0	33.0	35.0	10.0	16.7
造林・保育(下刈り)(ha)	70.0	75.0	80.0	7.1	14.3
造林・保育(その他)(ha)	0	10	15	—	—
上記以外の事業量	0	0	0	0	0

- ・ 素材生産を行っている林業経営者の場合、主伐・生産間伐面積(ha)、素材生産量(m³)、素材生産性(m³/人・日)は必須
- ・ 造林・保育を行っている林業経営者の場合は造林・保育について記載

1-(2) 生産管理又は流通合理化等

(素材生産を行っている場合に、該当する項目にチェック)

内容	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取組む意向 がある
作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理	✓		
製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える家づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等		✓	
【根拠資料を添付】共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し			

1-(3) 造林・保育の省力化・低コスト化

(造林・保育を行っている場合に、該当する項目にチェック)

内容	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取組む意向が ある
伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。			
【具体的な取組内容】 取り組んでいる場合は、必ず記入。 (例) コンテナ苗の使用、下刈の省略等	✓		

1-(4) 主伐後の再造林の確保（主伐の計画がある場合に、該当する項目にチェック）

内容	有している	1年以内に 取り組む予定	整備する 意向がある
<p>主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一体的に実施する体制」とは主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。なお、連携協定等により、他の事業体と一体的に実施できる体制が確保されることが確認できることを含む。 	✓		
<p>【根拠資料を添付】主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定等の写し</p>			
内容	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む意向 がある
<p>主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「適切な更新」とは市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産能力が高く、傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。 	✓		
<p>【根拠資料を添付】 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいることが確認できる書類の写し</p>			

1-(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

内容	実績 3年以上	1年以内に 実績3年以上 を満たす	実績 1年以上
<p>素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業員の現場従事実績等が3年以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連続している必要はない（過去10年程度を想定）。また、今後1年以内に事業実績等3年以上を満たす場合を含む。 	✓		

1-(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

内容	該当
伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範等を有すること。 ・ 林業経営者が専門家の指導を受けつつ個別に策定する場合のほか、所属する業界団体等が策定する場合や行政が定めるガイドラインの遵守を約束する場合を含む。	✓

1-(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策

項目	内容	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む意向 がある
雇用 管理 の改 善	①雇用管理者※1の選任	✓		
	②雇用に関する文書（労働条件通知書）※2の交付	✓		
	③現場作業職員の常用化等の雇用の安定化	✓		
	④現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善	✓		
	⑤計画的な研修実施等の教育訓練の充実	✓		
	⑥社会・労働保険、退職金共済への加入等の福利厚生への充実	✓		
	⑦その他の取り組み			
労働 安全 対策	①リスクアセスメントの実施	✓		
	②防護具等の着用の徹底	✓		
	③作業現場の安全巡回	✓		
	④現場作業員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること	✓		
	⑤労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策	✓		
	⑥労働災害補償保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	✓		

※1 雇用管理者：林業労働力の確保の促進に関する法律第30条第1項及び厚生労働省令で定めるところにより、林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項並びに教育訓練に関する事項等を管理させるため事業主が選任する者

※2 雇用に関する文書：林業労働力の確保の促進に関する法律第31条及び厚生労働省令に定めるところにより、事業主が労働者に対して交付する、事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書

※3 事業主自ら又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者は、「雇用管理の改善」の欄に「一」と記入する。

1-(8) コンプライアンスの確保

内容	該当しない
①業務に関連して法令を違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・ 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 ・ 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。	✓
②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われていると認められない者	✓
③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者	✓
④策定した行動規範等に違反したと認められる者	✓
⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ・ 「その他・・・相当の理由がある者」とは、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による。 不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。	✓

1-(9) 常勤※役員[※]の設置（個人事業主の場合は記載不要）

役職	氏名	住所	生年月日
代表取締役	〇〇 〇〇	東京都〇〇市〇〇〇-〇-〇-〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
取締役	〇〇 〇〇	東京都〇〇市〇〇〇-〇-〇-〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

※ 常勤：出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者

常勤役員を設置していない場合の理由、設置にむけた取組状況について記述してください。

常勤役員を設置していない場合は必ず記入してください。

1-(10) 民有林整備の取組

内容	該当
当年度又は前年度に民有林における民有林整備作業に取り組んでいる。	✓
【根拠資料を添付】請負契約書の写し等（千葉県内の民有林整備作業を請け負った実績が確認できること）。	

※ 民有林整備作業：健全な森林づくりを目的とした民有林内での森林整備（主伐、間伐、下刈り、植林、枝打ち、除伐等）

2-(1)-① 経理的な基礎（育成経営体の申請の場合は記載不要）

ア 貸借対照表

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産	19,740,000	23,500,000	30,160,000
	固定資産	12,840,000	12,840,000	12,840,000
	繰延資産			
資産合計		32,580,000	36,340,000	43,000,000
負債	流動負債	20,000,000	15,500,000	20,000,000
	固定負債	9,000,000	11,000,000	10,000,000
	負債合計	29,000,000	26,500,000	30,000,000
純資産	資本金	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	資本剰余金			
	資本準備金	合計します		
	その他資本剰余金			
	利益剰余金	-1,420,000	4,840,000	8,000,000
	利益準備金	合計します		
	その他利益剰余金	-1,420,000	4,840,000	8,000,000
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計	3,580,000	9,840,000	13,000,000
負債及び純資産合計		32,580,000	36,340,000	43,000,000

イ 損益計算書

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

ウ 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

- ・ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、2-(1)-①の記載を省略することができる。また、労確法の「改善計画」、森林組合法の「総代会資料」等で関連資料を提出済みの場合も同様。
- ・ 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書や県事業による経営改善指導結果を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

2-(1)-② 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。(育成経営体の申請の場合は記載不要)

内容	該当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の経理が適切に行われていること。 ・ 経理の分離が確実に行われること。 	✓